

第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画(案) について、市民の皆さんの意見募集中！

【募集期間:令和4年11月24日(木)～令和4年12月26日(月)】

静岡市では、「静岡市犯罪等に強いまちづくり条例」に基づき、新たに令和5年度からスタートする「第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画(令和5～12年度)」の策定を進めています。計画(案)について、市民の皆さんのたくさんのご意見、ご提案をお願いいたします。

●犯罪等に強いまちづくりって何？

→犯罪等※1により市民が害を被り、又は他人に害を与えることなく平穏な生活を営むことができるよう、地域社会において犯罪等の発生を防ぐ取組」と「犯罪被害者等※2に対して、その被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支える取組」を総合的に推進することです。

※1 犯罪及びこれに準ずる心身又は財産に有害な影響を及ぼす行為

※2 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族

●犯罪等に強いまちづくり基本計画って何？

→犯罪等に強いまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。計画に基づき、本市の防犯及び犯罪被害者等支援施策を推進し、「静岡市犯罪等に強いまちづくり条例」の目的である、市民の皆さんが安心して活動することができる安全な地域社会の実現を目指します。

📎ご意見の提出方法

期間内(12月26日(月)必着)に、意見応募用紙を次のいずれかの方法でご提出ください。

1 郵送	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 生活安心安全課 あて
2 持参	生活安心安全課(静岡庁舎新館1階)
3 FAX	054-221-1291 生活安心安全課 あて
4 市HP (電子申請)	市ホームページにある意見入力フォームでご提出ください。 ※右に二次元コードから意見入力フォームにリンクされます。 ※個人情報保護の観点から、電子メールでの提出は受付していません。



📎意見応募用紙と詳しい資料の配架場所は次のとおりです

- (1)生活安心安全課(静岡庁舎新館1階)
- (2)各区の市政情報コーナー(葵区/静岡庁舎新館1階、駿河区/駿河区役所3階、清水区/清水庁舎4階)
- (3)静岡市ホームページ(https://www.city.shizuoka.lg.jp/369_000270.html)

問い合わせ先:054-221-1058

応募用紙は裏面です➡

